

関係各位

令和 2 年 4 月 8 日
原子力損害賠償・廃炉等支援機構

緊急事態宣言への対応について（お知らせ）

日頃より、当機構の運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

4月7日（火）、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、政府より、新型インフルエンザ等特措法に基づく緊急事態宣言がなされました。

これを受け、機構役職員や家族、関係各位への感染予防・拡大防止のため、下記のとおり、本日より、業務継続に必要な一部職員を除き、当機構本部の全役職員を原則として在宅勤務又は自宅待機とさせていただきます。

また、対面会議等についても、不要不急のものではない限り、参加を自粛させていただきます。

なお、相談業務につきましては、緊急事態宣言期間中は首都圏での開催は見合わせますが、福島県等では可能な範囲で継続いたします。

関係者の皆様には御不便をおかけすることとなり、大変恐縮ですが、何卒、御理解・御協力のほど、よろしくお願い申し上げます

記

- 実施期間：令和2年4月8日（水）から4月22日（水）まで
以降の体制については、別途決定。
- 対象：機構本部全職員（一部職員を除く）
- 緊急連絡先：kiko-daihyo@ndf.go.jp（機構代表）
- 継続する相談業務：
 - ・福島県内で実施する相談会（一部相談会を除く）
※詳細は相談予約受付ダイヤルまでお問い合わせください 0120-330-540
 - ・機構による全国の弁護士会への委託相談
※各弁護士会にお問い合わせください（福島県のみ上記予約受付ダイヤル）
 - ・電話による情報提供
※緊急事態宣言期間中は予約受付ダイヤルにて承ります 0120-330-540

以 上